

第1章 計画の基本的な考え方

1. 環境行政の歩みと今日の課題

＜国際動向＞

平成4年6月 地球サミット開催(ブラジル・リオデジャネイロ)  
平成6年6月 「気候変動に関する国際連合枠組条約」公布

＜国＞

平成5年 「環境基本法」制定  
平成6年 第1次環境基本計画策定  
平成12年 第2次環境基本計画策定  
平成18年 第3次環境基本計画策定

＜熊本市＞

昭和63年10月 「熊本市環境基本条例」制定  
平成5年 第1次環境総合計画策定  
平成13年 第2次環境総合計画策定  
平成18年 改訂版第2次環境総合計画策定

2. 計画策定の目的と位置づけ

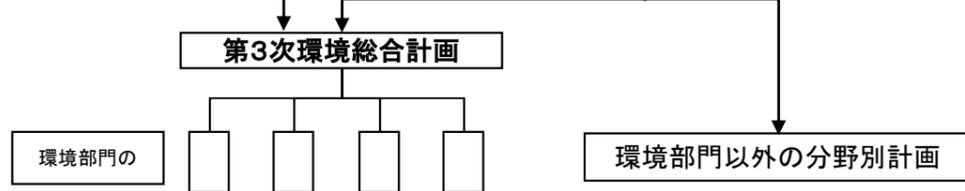
【目的】

熊本市環境基本条例第3条  
「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画」  
・長期的な目標を示す計画  
・市民・市民活動団体・事業者・行政の役割と取組の方向を

明らかに

環境基本条例 熊本市第6次総合計画

【位置づけ】



3. 計画の範囲

- 本計画の対象とする地域は熊本市全域。
- 本計画の実行にあたっては、本市と生活圏が密接に関わる熊本広域都市圏を中心とした広域的な対応。
- 本計画の対象とする環境の範囲は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境、歴史的・文化的環境及び地球環境。

4. 計画の期間

- 本計画期間⇒平成23年度～平成32年度までの10年間

第2章 本市の環境の現状と課題及び今後の方向性

1. 現状と課題及び今後の方向性

第2次環境総合計画における取り組みの実施状況から本市の環境の現状と課題を検証し今後の方向性を抽出

※第2次環境総合計画における環境目標（中目標）ごとの検証

第3章 計画の基本理念

1. 計画の目指す都市像

「未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市」

2. 基本理念～進むべき方向

総合的視点で今後10年間の取り組みの方向性を示したもの

- (1) 豊かな自然と文化の保全と活用
- (2) 環境の変化への対応と適応
- (3) 環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり
- (4) 環境と経済・社会の調和
- (5) 環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり

3. 計画の環境目標(基本計画)と重点協働プロジェクト

第4章 基本計画

1. 基本計画体系

＜環境目標＞

- ① 豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる
- ② くまもとの風土を活かした都市をつくる
- ③ 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる
- ④ 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる
- ⑤ 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

2. 基本計画

目標と指標の設定

・第6次熊本市総合計画、各分野別計画より第3次環境総合計画に掲げるべき目標を設定

3. 重点協働プロジェクト

基本計画の環境目標を実現させるため、より有機的な連携を図ることができるしくみの構築  
・ひとづくりプロジェクト⇒環境教育

第5章 推進体制

1. 計画推進の基本的考え方

2. 計画の推進体制

3. 計画の進行管理

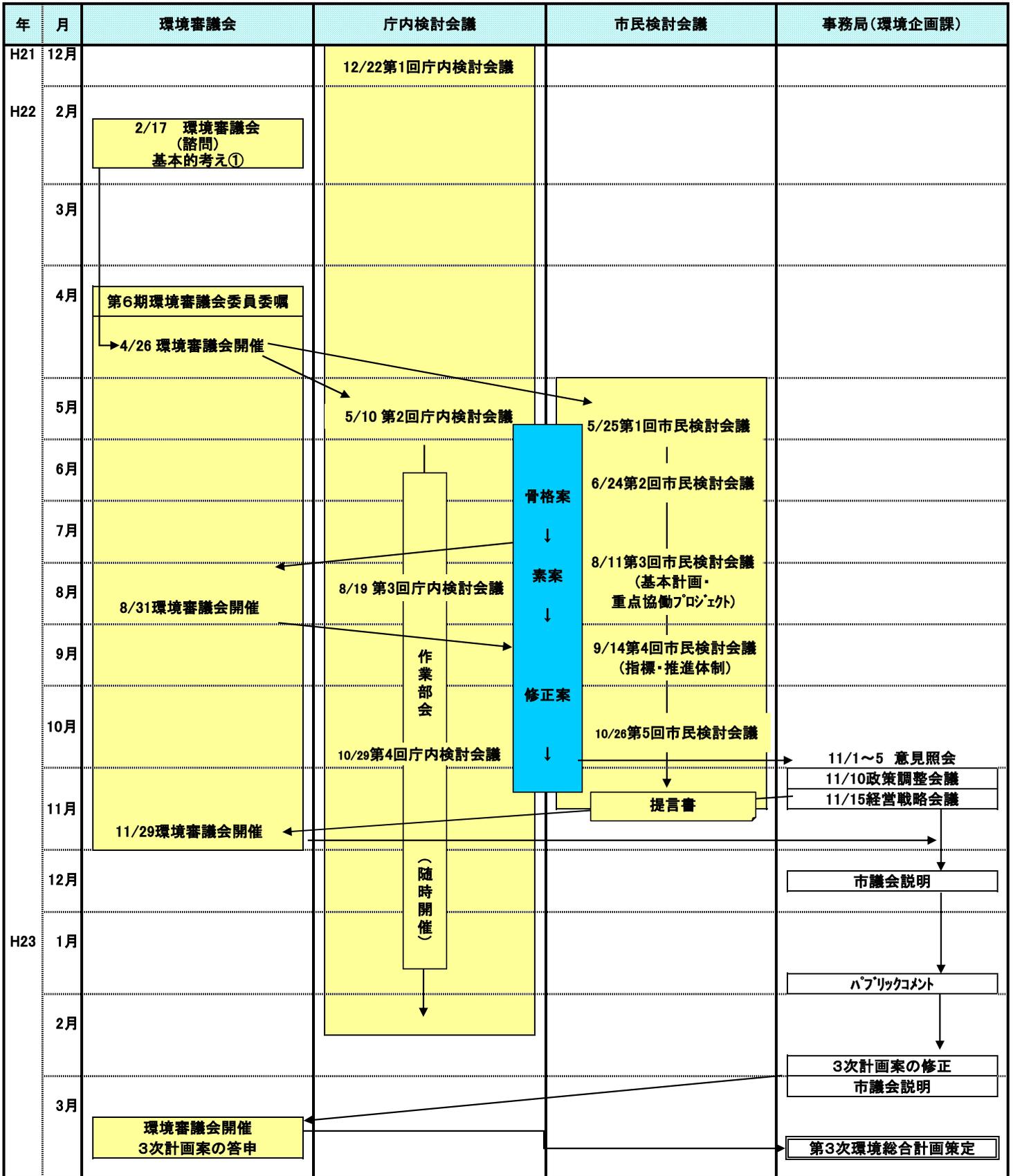
○計画(P l a n) ○実行(D o)  
○検証(C h e c k)

熊本市環境総合計画の変遷

参考資料2

	環境総合計画	第2次環境総合計画	第3次環境総合計画(案)
策定年月	平成5年3月 (1993年)	平成13年3月 (2001年)	平成23年3月 (2011年)
計画期間	平成5年～21世紀初頭 (1993～)	平成13年～平成22年 (2001年～2010年)	平成23年～平成32年 (2011年～2020年)
都市理想像	※基本方向の一部として記載 豊かな環境と多様な都市機能が調和した 環境にやさしい都市	※第5次総合計画のまちづくりの姿 よかひと!よかまち!よかくらし! しあわせ実感、夢と活力の「生活首都」	未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市
環境目標	①安全で快適にすごせる生活環境	①自然と共生する風格ある「森の都」をつくる	①豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる
	②生態系が息づく自然環境	②環境負荷の少ない循環型の社会をつくる	②くまもとの風土を活かした都市をつくる
	③個性豊かな魅力ある歴史的文化的環境	③地球市民を育てすべての者の参加と協働を実現する	③環境負荷を抑えた循環型社会をつくる
	④環境にやさしい社会システム		④地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる
	⑤環境への思いやりあふれる生活様式		⑤市民が快適に過ごせる生活空間をつくる
計画の特徴	5つの目標を、市全域もしくは地域別の対応で2つに分類	ローカルアジェンダ21行動計画を包含	計画内に目指す都市像を明記
	市域を9地域に分け、基本方針、施策の展開、配慮事項を規定	数値目標の設定	今後10年間の環境行政の方向性を示す基本理念を定義
	総論・各論構成	市民参加による検討、協働の取組の記載	環境目標の実行計画部分については、分野別計画(低炭素都市づくり戦略計画、地下水保全プラン、緑の基本計画、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画等)で対応する
		地域別環境配慮指針は別冊	環境目標に共通して取り組むべき「ひとづくり」「まちづくり」を重点協働プロジェクトとして設定
			熊本市第6次総合計画を踏まえ、政令指定都市移行を視野に入れた構成
新規及び 拡充部分			<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の視点(拡充)</li> <li>・環境資源等を活かした産業の育成(新規)</li> <li>・低炭素社会の実現(拡充)</li> <li>・自然災害、健康被害に対する危機管理体制(新規)</li> </ul>

「第3次熊本市環境総合計画」策定作業スケジュール(11/29現在)



## ○熊本市環境基本条例

昭和 63 年 10 月 1 日

条例第 35 号

熊本市民は、豊かな自然と先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境のもとに生活してきた。しかし、最近のはげしい社会経済情勢の変化と都市化の進展にともない、この恵まれた環境が損なわれようとしている。

このまま推移するならば、環境の悪化が進み、市民の健康で文化的な生活が阻害され、自然界との調和すらおびやかされることにもなりかねない。

われら熊本市民にはいまこそ、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来の市民へと継承するために最大の努力をすることが強く要請されている。

ここにわれらは、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神にかんがみ、すべての市民が良好な環境を享受すべき権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(平 14 条例 44・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。

(平 14 条例 44・一部改正)

(市民の責務)

第 5 条 市民は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。

(市の施策)

第6条 市は、第3条第1項に規定する計画に基づき、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、青少年の健全育成その他生活環境の確保に関すること。
- (2) 緑地の保全、都市緑化の推進、地下水の保全、河川の浄化その他自然環境の確保に関すること。
- (3) 伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備、歴史的景観の維持、文化財の保護、文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。

(国等への措置要請)

第7条 市長は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(指導等)

第8条 市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(あっせん、調停)

第9条 市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。

- 2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平14条例44・平19条例2・一部改正)

(審議会の設置)

第10条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月13日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## ■これまでの主な意見と素案への反映について

### ○言葉の定義について

	発言要旨	素案への反映
1	全体的に言葉が浮いているという印象。よい言葉を使っても定義が明確ではなく、ビジョンや理念を達成する手段が今ひとつ見えてこない。[上拂委員]	言葉については、「環境」をはじめ、計画に共通する重要な用語を定義づけるとともに、計画の核となる目指す都市像及び基本理念を明確にした上で、全体を記述しました。

### ○計画の範囲について

	発言要旨	素案への反映
1	熊本市でコンパクトに施策をまとめるのも大事だが、水源かん養における白川上中流域との連携の強化など、市域を超えた対応が必要。またその際に、その一つ一つの施策は例えば観光やCO2削減など他の施策と密接に結びついていることなどを公言することで、対外的にも施策がお題目とはならず、中身を伴ってくるのでは。[梶田委員]	計画の実行にあたっては、必要に応じて、広域都市圏と連携を図っていくことを明記しました。 また、基本計画については、大きく5つの体系に整理しましたが、個々の施策について、自然共生や温暖化対策などを切り口とした様々な環境保全の視点から捉えることを意識し策定しました。

### ○計画の期間について

	発言要旨	素案への反映
1	政令市の区制が開始するなど様々な面で状況が変化するため、5年後には必ず計画の見直しを行うことを明記をしては。[篠原委員]	本市を取り巻く社会経済状況の変化、新たな環境問題、政令指定都市における行政区ごとの地域特性に応じた環境保全施策等に対応するため、5年後に見直しを行うことを記述しました。

## ■これまでの主な意見と素案への反映について

### ○目指す都市像について

	発言要旨	素案への反映
1	「環境先進都市」は手垢が付きすぎ。市民が本当に先進を望むのか。「世界に誇れる環境先進都市」はやめて、「世界に誇れる環境・文化都市」としてほしい。文化都市としてのまちづくり、熊本はそこを世界に誇るのではないかと。文化と環境をマッチングさせていいまちをつくってほしい。[篠原委員]	<p>様々なご意見、ご指摘を踏まえ、検討した結果、上目指す都市像を、これまで本市が大切に育み、築いてきた「自然環境を大切にする文化」「歴史的・文化的環境をまもり伝える文化」を活性化し、「環境保全に向けた新たな価値観や暮らし方を創出する文化」も加わった、新たな都市の魅力を生み出す「環境文化」を育んでいく「環境文化都市」として整理し、記述しました。</p>
2	熊本は水などの環境には恵まれており、これに加えて積極的なことをするとしたら、文化だと思う。文化的側面をプログラムに位置づけ、キャッチフレーズには、文化という直接的な言葉ではなくそれを意味する言葉を入れればいいのか。[上拂委員]	
3	商工側の人間として、中心市街地の問題も含め、熊本の地方としての掘り返しを一番に思っている。日本もしくは世界に熊本をイメージさせていく視点を持ち、発信していけるようなシンプルで明確なメッセージをもったものを作ってもらいたい。[西村委員]	
4	「世界に誇れる」という具体的なものはないが、そういう意気込みで行くのか。それとも具体的に水のきれいさ、生物の多様性、70万人政令市のすぐそばに江津湖や金峰山があるということを自慢にしていく等で世界一を目指すのか。[駒崎委員]	
5	命を育む、住みやすいというのは子育てがしやすい環境であり、母親・市民として一番のキーワードである。「命」はちょっと重いけど、水は命・生命体に不可欠なものであり、立派な地下水を全面的に大きく取り上げてほしい。[古賀委員]	
6	まちづくりにおいては”人が主役”でもいいのかもしれないが、環境計画において”人が主役”だとエゴに入ってしまう気がするの、もう少し大きな意味で物事を捉えないといけないと思う。[宮原委員]	

## ■これまでの主な意見と素案への反映について

### ○基本理念について

	発言要旨	素案への反映
1	「文化」については、理念の中にといとなかなか思いつかないが、基本計画の中で文化を踏襲していったらどうか。[上農委員]	目指す都市像の中におけるそれぞれの「文化」の定義を明確化するとともに、基本理念1を「豊かな自然と文化の保全と活用」と記述しました。
2	“文化”が象徴的に書かれているが、文化の定義の話というのが難しい。理念とか環境目標の中へのうまい具合に落とし込みできていない。“文化”の解釈を、もう少し整理した方がいいのでは。理念の中に、何か文化が感じられる表現が少しでもあればいいのでは。[駒崎委員代理]	
3	基本理念と環境目標の中に項目として文化という言葉がない(説明書きにはあるが)。例えば基本理念1に“豊かな環境・文化”とか“文化”という言葉を入れ込んではどうか。[井上委員]	
4	10年後は環境面で大きな変化が起こると考えられる。エネルギー問題や高齢化に対応したコンパクトなまちづくりなど価値観を変えていく必要があるのでは。[宮原委員]	基本理念4でこれからの社会における新エネルギービジネスに対する期待について、基本理念3で少子高齢化にも対応できる都市構造の見直しについて記述しました。
5	次世代の健康な都市というか「健やかな子どもへの環境」というのをどこかに入れてはどうか。[加藤委員]	子どもを含めたあらゆる世代へという視点で、基本計画中に有害化学物質等に対する取り組みを記述しました。また、目指す都市像案に「未来へつなぎ～」というフレーズを入れ、次世代へつなぐという観点を記述しました。
6	計画の書き方には具体性が求められ、そこから何が見えるのかが大事になってくる。また、これから子どもたちにどうい社会をつくって残すか「環境教育」が一番大事とっておりますので、もっと明確に出して欲しい。[藤岡委員]	環境教育については、「基本理念5ひとづくり、まちづくり」にその重要性をうたうとともに、具体的内容として、重点協働プロジェクトの「ひとづくりプロジェクト」として環境教育を明記しました。
7	熊本市の交通渋滞は厳しい状況であり、同じ交通量でも渋滞が引き起こされるとかなり排気ガスが増えます。熊本市域へ人口が集中しており、今後は道路行政の見直しという視点も検討してもらいたい。[新村委員]	基本理念3に環境負荷の少ない、少子高齢化にも対応できる多核連携型の都市構造への誘導について記述しました。
8	熊本市はどこを目指し、何を世界に誇るまちづくりを行っていくのか。例えばブラジルのクリチバは交通の基幹を作り、それを利用しやすいような土地利用計画を行い、世界中から注目される環境都市となっている。[天本委員]	

## ■これまでの主な意見と素案への反映について

### ○環境目標(基本計画)について

	発言要旨	素案への反映
1	環境目標5“「快適」に過ごせる”は各個人の利便性の追求ととらえられる場合がある。“現状の環境問題に則した形の生活スタイル”という説明が必要では。[徳永委員]	利便性追及よりも環境負荷の少ない生活スタイルという価値観については、目指す都市像や基本理念に記述しております。この環境目標5は、主に公害対策や気候変動の影響が予測される気象災害等への備えについて記述しておりますので、この部分は市民がイメージしやすいタイトルとして記述しました。
2	科学者の立場から言うと、“さわやかな、“騒音・振動がない”“汚染を防ぐ”などといった現実的にはありえないような曖昧な言葉を使っている印象を受ける。[加藤委員]	上記同様、環境目標については、市民がイメージしやすい表現で記述しました。また、環境目標5の中・小目標は安全・安心という表現で記述しました。
3	「快適」などの言葉の整理が必要。「安全」と「安心」は全く違う概念。安全＝客観的な状態、安心＝主観的な状態。法律上も危機管理、災害対策でも慎重にかつ、厳密に使い分けられている表現であり、環境目標5は安全安心くらいでいいのではないか。[上拂委員]	

## ■これまでの主な意見と素案への反映について

### ○重点協働プロジェクト(ひとづくり・まちづくり)について

	発言要旨	素案への反映
1	教育委員会を含め、教育関係者、親御さんを巻き込む必要があると思う。学校教育の中で、冊子なりをまいて、そしてみんなで考えてもらう時間をつくるよう義務づけるような考え方を盛り込んではどうか。[徳永委員]	第4章重点協働プロジェクトのひとづくりの取り組みとして「ライフステージ別環境教育の推進」を記述しました。また、現在も学校との連携は必要と考え、庁内にも環境教育推進委員会を設け、環境教育の推進を図っております。
2	「世界に誇れる」を出していくのであれば、“環境国際交流の推進”が重要。世界という舞台で熊本を発信していくということは、勉強はもちろん、まちづくりだけではなく、人もかかわっていかねばならない。一番力を入れて取り組んで欲しい。[古賀委員]	第4章重点協働プロジェクトのまちづくりの取り組みにおける「環境国際交流の推進」に地球規模の環境問題に対する情報収集や国際貢献につながる活動の推進、国際的機関を通じたネットワークの構築、情報交換や人材・技術の交流の推進を記述しました。
3	法律の世界では、中心的な役割を果たすリーダー的な人に対する教育、一般的人に対する教育とあるが、環境分野でもそういうものがあるとするれば、将来のエコリーダーの人材育成というのをここに掲げたほうがいいのではないか。それと同時に環境教育の推進という柱を置いたほうが、より鮮明に伝わる。[上拂委員]	第4章重点協働プロジェクトのひとづくりの取り組みにおいて「環境保全活動のけん引役の育成」を記述しました。
4	環境教育の管理をしっかりしないと、いくら施策的な話をして将来につながっていかないし、財産としての蓄積がないと思う。協働の話についても、環境教育も、主体となるところをどういう風に構築するかが環境行政の一番基本。政令市になることを踏まえ、いろんなことをしかける上ではそういう心をもった市民をいかに増やすかということがないことには、施策も有効に展開しないと思うので、是非とも、ひとづくり、協働についても施策については一頑張りしてもらいたい。[駒崎委員代理]	
5	恵まれた環境にいるためその魅力を市民一人ひとりがきちんとその価値を認識していないことが危惧される。新しい公共というこれからの公共のあり方を、環境だけではなく、いろんなまちづくりにおいてもいろんな角度から取り組んで行く必要がある。しっかりひとづくりとまちづくりとを連携しながら、公益活動の部分でNPOの方々とかいろんな活動の団体等、精神的な活動をしていただける方も含めながら、しっかりとした教育活動、具体性をもった取り組みをやっていかななくてはならない。[藤岡委員]	今後10年間の環境行政を推進していくためには、市民、事業者、市民活動、そして行政の協働と参画が不可欠であることから、それを具体的に示すものとして「ひとづくり・まちづくり」の重点協働プロジェクトを設定しました。
6	これからの環境問題は、行政が呼び立てをして市民に指導していくものよりも、市民が自らの環境保全活動を行っていくという気持ちになって協働作業を行っていく必要があり、今後も継続してこのような取り組みを進めて欲しい。[重村委員]	

## ■これまでの主な意見と素案への反映について

### ○推進体制について

	発言要旨	素案への反映
1	<p>環境の問題は環境関係の部局だけで考えていくわけにはいかない。全庁的に環境の視点から交通体系や建物、施設整備をどう捉え、進めていくのか。</p>	<p>計画の策定にあたっては、関係27課で構成された庁内検討会議における議論を踏まえながら作業を進めております。</p> <p>また、第5章の推進体制において、全庁的な進行管理として環境管理会議における検証を記述しました。</p>
2	<p>環境・健康問題は重要であり、予算をかなり付けて市民の啓発、協力を巻き込みながら、ビジョンを実行していくことが重要だと思う。〔加藤委員〕</p>	<p>重点協働プログラム(ひとづくり・まちづくり)については予算を要求していきます。個々具体的な事業については、個別計画において実行することとしています。</p>
3	<p>第2次環境総合計画の見直しの際、市民会議で検討したが、その後市民が計画の推進を検証するという仕組みがなく、定期的な評価をする場がなかった。そういう場が今回の市民検討会議なのか。もしくは、それ以外に一緒に環境総合計画を評価する場所があるのか。〔宮原委員〕</p>	<p>今回の市民検討会議は、環境総合計画の策定にあたり反映すべき事項を市民・市民活動団体・事業者の目線から議論していただくものであり、計画の推進を検証する目的で設置したものではありませんが、第5章の計画の推進において、行政だけでなく、市民・市民活動団体・事業者も自らの取り組みを検証し、相互に提案を行える仕組みをつくることを記述しました。</p>

## 第3次熊本市環境総合計画における目指す都市像

### 未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市

本市は、豊かな水と緑をはじめとする自然環境に恵まれた都市であり、古くから自然環境をまもり、活用しながら生活するとともに、自然に親しみ、学び、そしてその恩恵に感謝して暮らす「自然環境を大切にする文化」を育んできた都市です。

また、このような恵まれた自然環境を礎に、熊本城をはじめとする歴史的文化遺産や、城下町や地域で育まれた伝統文化など、様々な固有の文化が生活環境の中に息づき、大切に保存・継承されている、「歴史的・文化的環境をまもり伝える文化」を築いてきた都市でもあります。

このような中で、日常生活や社会経済活動において、環境に配慮し、優先する新たな価値観や生活文化を形成することによって、これまで大切に育み、築いてきた「自然環境を大切にする文化」や「歴史的・文化的環境をまもり伝える文化」に、「環境保全に向けた新たな価値観や暮らし方を創出する文化」が加わった、新たな都市の魅力を生み出す「環境文化」の創造が求められています。

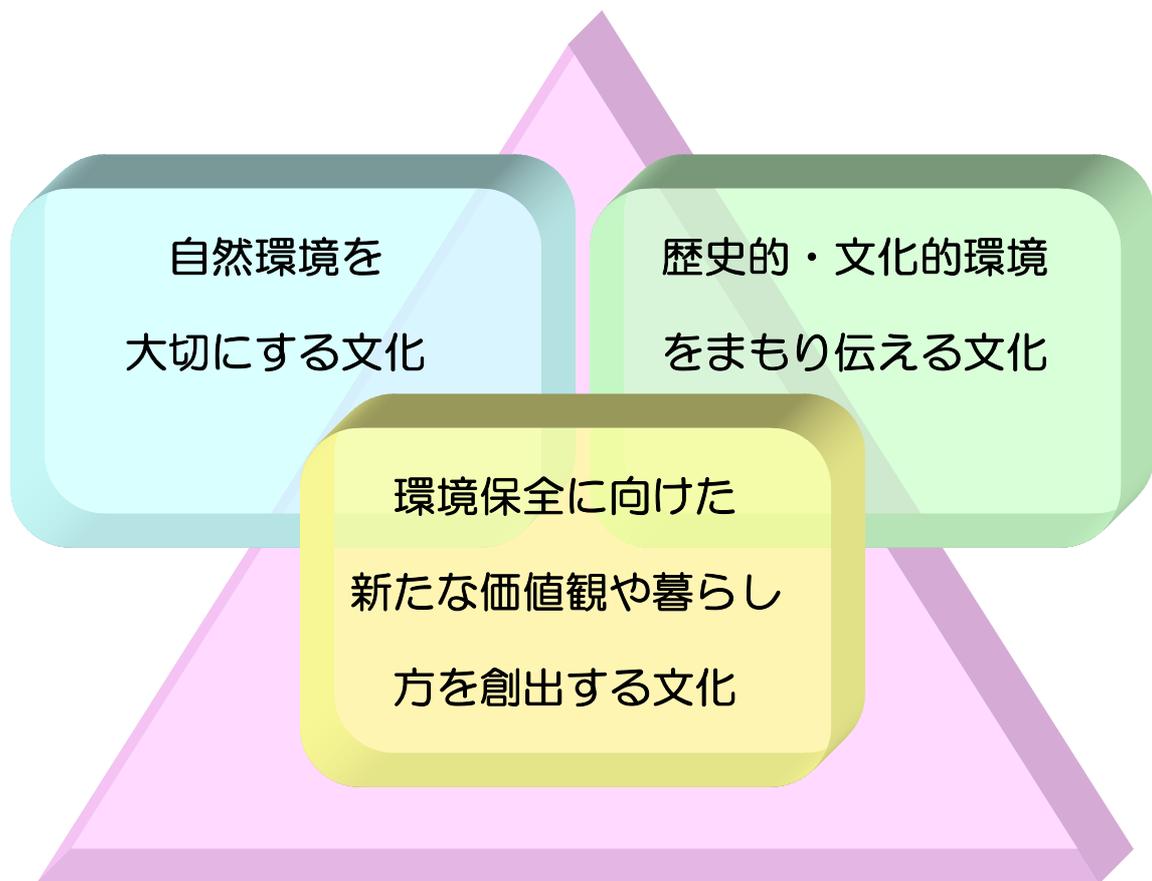
本市は、「森の都宣言（昭和47年）」「地下水保全都市宣言（昭和51年）」「環境保全都市宣言（平成7年）」を行いながら環境の保全に取り組んできた経験を活かし、市民、事業者、市民活動団体と行政による協働と参画のもと、「環境文化」を育み、未来に向けて持続可能な都市として発展し続ける、世界に誇れる「環境文化都市」を目指します。

実現

### 熊本市第6次総合計画で目指すまちの姿

わくわく  
湧々都市くまもと

～ 九州の真ん中！人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち ～



これら3つが一体となった新たな都市の魅力

# 環境文化

市民、事業者、市民活動団体と行政による協働と参画のもと  
「環境文化」を育む、未来へ向けた持続可能な都市

# 環境文化都市